

死亡に関する給付

1 埋葬料、埋葬料附加金

(1) 支給要件

組合員が公務によらないで死亡したとき。

(2) 受給権者

組合員の死亡当時、被扶養者であった者で埋葬を行う者であり、これらの者がいない場合は、実際に埋葬を行い費用を負担した者に対し、埋葬料及び埋葬料附加金が支給されます。

(3) 支給額

ア 被扶養者がいる場合

(ア) 埋葬料 50,000 円

(イ) 埋葬料附加金 25,000 円

※船員組合員の場合は、標準報酬月額×2月分-50,000 円

イ 被扶養者がいない場合

(ア) 埋葬料

50,000 円の範囲内で埋葬に直接要した費用に相当する金額

(イ) 埋葬料附加金

25,000 円 (埋葬に直接要した費用が 50,000 円を超える場合に限り支給)

※船員組合員の場合は、標準報酬月額×2月分-50,000 円

(4) 請求書類

ア 被扶養者がいる場合

(ア) 埋葬料・同附加金請求書

(イ) 市区町村長の埋葬許可証・火葬許可証〔写し〕

ただし、やむを得ない理由がある場合は、死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書又は死体検案書)

(ウ) 支払未済金の請求書 (2 支払未済金の給付 (4) に同じ。)

イ 被扶養者がいない場合

(ア) 埋葬料・同附加金請求書

(イ) 市区町村長の埋葬許可証・火葬許可証〔写し〕

ただし、やむを得ない理由がある場合は、死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書又は死体検案書)

(ウ) 埋葬に要した費用の額に関する証拠書類〔原本〕→確認後返却

(エ) 支払未済金の請求書 (2 支払未済金の給付 (4) に同じ。)

※ 埋葬の意味については、「埋葬」死体を土に葬る、「火葬」死体を葬るためにこれを焼くとして区別していますが、埋葬料支給における埋葬とは、そのいずれも含みます。

また、死体の発見がされない場合も含んだ、いわゆる葬式の意味合いとなります。

2 支払未済金の給付

(1) 支給要件

組合員が支給を受けることができた給付を受けずに死亡したとき。

(2) 受給権者

組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらのもの以外の三親等内の親族であって、組合員の死亡当時組合員と生計を共にしていたもの。生計を共にしていたものが居ない場合は、該当者がいないことになります。

(3) 支給額

支払未済額

(4) 請求書類

ア 遺族届出書

イ 戸籍謄本〔原本〕→ 確認後返却

ウ それぞれの住民票の写し（請求者が組合員の被扶養者以外の場合）

エ 同居または経済的援助についての申立書（請求者が被扶養者以外で住所が住民票上異なる場合）

3 家族埋葬料、家族埋葬料附加金

(1) 支給要件

組合員の被扶養者が死亡したとき。

(2) 支給額

ア 家族埋葬料 50,000 円

イ 家族埋葬料附加金 25,000 円

※船員組合員の場合は、標準報酬月額×1.4ヶ月分-50,000 円

(3) 請求書類

ア 家族埋葬料・同附加金請求書

イ 市区町村長の埋葬許可証・火葬許可証〔写し〕

ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類（死亡診断書又は死体検案書）

4 資格喪失後の埋葬料

(1) 支給要件

組合員が資格喪失後3か月以内に死亡したとき。

ただし、組合員であった者が退職後、死亡するまでの間に他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合、その他健康保険または船員保険の被保険者を含む）の資格を取得したときは、これらの共済組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は支給されません。

(2) 受給権者

組合員の資格喪失当時、被扶養者であった者で埋葬を行う者であり、この者がいない場合には、

実際に埋葬を行いその費用を負担した者。

(3) 支給額（埋葬料附加金は支給対象外）

ア 被扶養者がいる場合

埋葬料 50,000 円

イ 被扶養者がいない場合

埋葬料 50,000 円の範囲内で埋葬に直接要した費用に相当する金額

(4) 請求書類

1 埋葬料、埋葬料附加金の（4）に同じ。